



## 県東部地域の地域公共交通再構築による拠点連携型 まちづくりの実現（近江鉄道線・信楽高原鐵道）

- 県東部地域の地域鉄道を公共交通軸とした「拠点連携型都市構造」を具現化するため、近江鉄道線と信楽高原鐵道の鉄道事業再構築を推進する

【提案・要望先】総務省、財務省、国土交通省

### 1. 提案・要望内容

#### **(1) 社会資本整備総合交付金（地域公共交通再構築事業）の確実な予算措置**

- 社会資本整備総合交付金（地域公共交通再構築事業）の柔軟な制度運用と効果促進事業や駅周辺のまちづくり等に係る事業の優先採択

#### **(2) 安全・安心な輸送確保と利便性向上への重点的支援**

- 輸送の安全確保に係る施設設備および利便性向上策等への重点的支援
- 旧再構築計画が終了した信楽高原鐵道に対する引き続いての重点的支援

#### **(3) 第三種鉄道事業者の鉄道資産取得に係る税制特例措置の創設**

- 一般社団法人近江鉄道線管理機構の鉄道資産取得（譲受）に係る非課税措置

### 2. 提案・要望の理由

#### **(1) 社会資本整備総合交付金（地域公共交通再構築事業）の確実な予算措置**

- 県東部地域の公共交通軸となる両鉄道の安全・安心な輸送確保と利用者の利便性、快適性の向上を目指して、軌道の強化、乗り心地改善、駅の高度化、車両の更新等を行う必要があること。
- 近年、物価上昇による資材費の高騰や電力価格の上昇に伴う動力費の増大により、施設設備整備費や鉄道運行経費が大幅に増加しており、当初の想定を大幅に上回る将来の維持管理コストが見込まれること。

#### **(2) 安全・安心な輸送確保と利便性向上への重点的支援**

- 両地域鉄道は鉄道施設設備の老朽化が進んでおり、今後安全・安心な輸送を確保するため更新、修繕に係る費用の更なる増加が見込まれるとともに、沿線住民・事業所や観光客等のニーズを踏まえた利便性やサービス向上を図るため、新たな設備投資等も行う必要があること。
- 信楽高原鐵道は令和4年度で旧再構築計画が終了しているものの、経営が十分に改善されていないため、法改正に伴う新・再構築事業の認定を国より受けることにより、国庫補助金の優先的な配分等の重点的な支援を受ける必要があること。

#### **(3) 第三種鉄道事業者の鉄道資産取得に係る税制特例措置の創設**

- 第三種鉄道事業者となる「一般社団法人近江鉄道線管理機構」は地方公共団体ではないことから、鉄道資産の取得（譲受）について登録免許税、不動産取得税等の税負担が生じること。

## (本県の取組状況と課題)

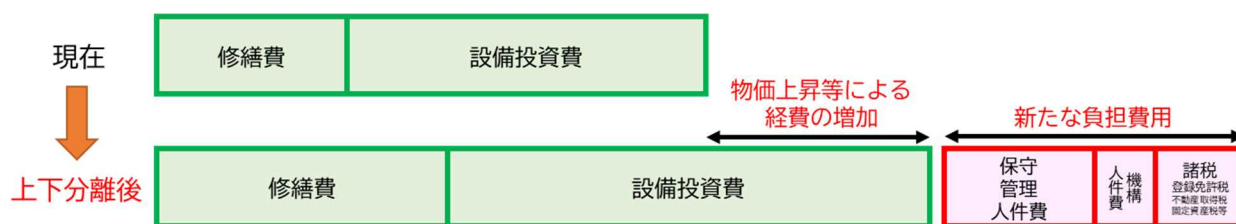
### (1) 社会資本整備総合交付金を活用を想定する施設設備整備

社会資本整備総合交付金を最大限活用し、自治体の財政負担をできる限り軽減しながら、持続可能なかたちで安全・安心な運行確保と利便性の高い鉄道施設等の整備を進めていく必要がある。

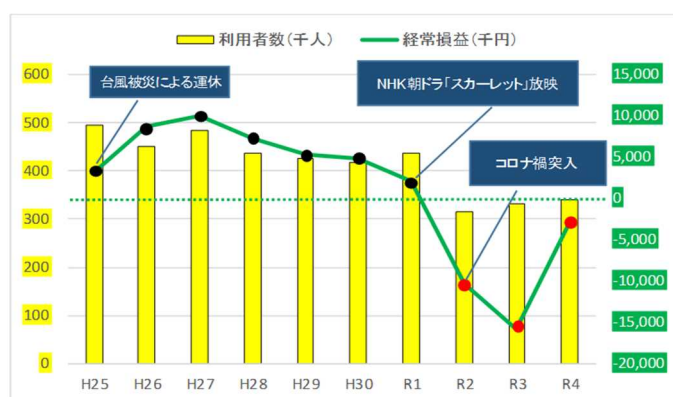


### (2) 上下分離移行後、鉄道事業運営に要する新たな経費等

上下分離後、沿線自治体は物価上昇による資材費の高騰による鉄道施設等の整備費の負担増加に加えて、(一社)近江鉄道線管理機構の運営経費も負担することとなり、持続的、安定的に鉄道事業を運営するためには多面的な支援が必要。



### (3) 信楽高原鐵道の利用者数と経営状況 (旧再構築計画期間)



	H25	H26	H27	H28	H29	
利用者数 (千人)	495	451	484	438	425	
経常損益 (千円)	3,251	8,683	10,072	7,218	5,358	
	H30	R1	R2	R3	R4	10年間計
利用者数 (千人)	417	438	314	332	339	4,133
経常損益 (千円)	4,790	2,148	-10,406	-15,906	-2,991	12,217

担当：土木交通部県東部地域公共交通支援室  
TEL 077-528-3685